

令和3年11月30日

会社名 株式会社ネクシィーズグループ
本店所在地 東京都渋谷区桜丘町20番4号
代表者 代表取締役社長 近藤太香巳
上場取引所 証券コード 4346 東証第一部
問い合わせ先 責任者役職名 専務取締役管理本部長
氏名 松井康弘
電話番号 (03) 5459-7444

各 位

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を令和3年12月開催予定の第32期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

令和3年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」といいます。）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）が認められたことから、当社においても、場所の定めのない株主総会の開催を可能にするために現行定款第15条を変更するものであります。

遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することの困難な多くの株主様の出席を可能とし株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様の利益に資するものと考えます。

なお、本議案における定款変更の効力発生は、改正産競法の定めにより本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	令和3年12月15日（水）
定款変更のための効力発生日（予定）	令和3年12月15日（水）

以上

【別紙】

変更の内容

現行定款	変更案
<p>(招集地)</p> <p>第15条 株主総会は<u>東京都区内において招集する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(場所の定めのない株主総会)</p> <p>第15条 当社は、<u>場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>附則</p> <p>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</p> <p><u>第15条の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

以上